

# 気になる！退職後の健康保険！

●退職後の健康保険について気になる方へ

気になる項目のページをご覧ください。

退職後の健康保険は  
どうなる？

①ページ目へ

退職する会社の保険  
料はいつまでかか  
る？

②ページ目へ

退職後の保険料はい  
つからかかる？

③ページ目へ

どの健康保険に入  
るのがいい？

④ページ目へ

任意継続をしたときの  
保険料は？

⑤ページ目へ



# 退職後の健康保険はどうなる？

退職後の健康保険は3種類  
(すぐに再就職しない場合)

大阪金属問屋健康保険組合で任意継続

お住まいの市区町村で国民健康保険に加入

家族の健康保険の被扶養者になる

## 任意継続

- 最長で2年間加入することができます。
- 保険料は退職時の標準報酬月額に基づいた保険料、又は当組合の平均標準報酬月額（現在は340千円）の保険料のいずれか低い方になります。
- 退職前の被保険者期間が継続して2ヶ月以上あることが条件となります。



- 資格喪失日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出してください。
- 被扶養者がいる場合は「被扶養者異動届」や現況に応じた添付書類をご提出してください。  
(※申請用紙は当組合HPにあります。)

<http://www.kinzokukenpo.jp/shinsei/shinsei01.html>

## 国民健康保険

- 期間の定めはありません。
- 保険料は前年度所得に応じて計算されます。市区町村によって保険料が異なるので市区町村へお問い合わせください。(退職理由や現在の状況によって保険料が軽減される制度もございますので詳しくお伝えください。)



- 資格喪失日から14日以内に「国民健康保険被保険者資格届」を提出してください。
- 大阪金属問屋健康保険組合を喪失した証明書を持って、お住まいの市区町村役場でお手続きください。  
(※詳しくは市区町村へお問い合わせください。)

## 被扶養者になる

- 家族の被扶養者である条件を満たしていれば加入できます。
- 被扶養者の場合は保険料がかかりません。



- 被保険者が所属する健康保険に「被扶養者異動届」を提出してください。
- 認定日は健康保険によって異なりますので、できるだけ早めにお手続きください。  
(※詳しくは被保険者が所属する健康保険にお問い合わせください。)

今お持ちの健康保険証が使えるのは退職日までです。  
使えなくなった健康保険証は必ず返却してください。



☆75歳になると自動的に後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険には加入できません。

# 退職する会社の保険料はいつまでかかる？

よくあるご質問

●喪失月の保険料は事業所から控除されません。

Q.退職したのに給与明細を見ると保険料が控除されている

↳ A.事業所では前月分の保険料を控除していることが多いです。

例えば…



Aさん

給与締日=毎月20日

給与支払日=当月27日

4月20日退職（喪失日は4月21日）

4月27日にもらった給与明細から保険料が引かれている。

喪失月の保険料は引かれないって聞いていたのに！！

なぜ??

喪失月=4月なので「4月分保険料」はかかりません。  
事業所では「前月分」の保険料を給与から控除しているため  
4月27日にいただいた給与明細からは「3月分保険料」が  
控除されていることとなります。

↓↓↓

2月21日～3月20日=3月27日支払（2月分保険料）

3月21日～4月20日=4月27日支払（3月分保険料）



Bさん

給与締日=毎月20日

給与支払日=当月27日

4月30日退職（喪失日は5月1日）

5月27日にもらった給与明細から保険料が引かれている。

4月に退職したのに5月の給与で保険料が引かれている！！

なぜ??

喪失日は退職日の翌日になります。

Bさんの喪失月は5月になるため4月分保険料も事業所から  
控除されることとなります。

↓↓↓

2月21日～3月20日=3月27日支払（2月分保険料）

3月21日～4月20日=4月27日支払（3月分保険料）

4月21日～4月30日=5月27日支払（4月分保険料）



Cさん

給与締日=毎月20日

給与支払日=当月27日

4月29日退職（喪失日は4月30日）

5月27日にもらった給与明細から保険料が引かれていない。

Bさんと退職日は1日しか変わらないのにどうして？

なぜ??

Cさんの喪失月は4月です。

喪失月の保険料はかからないので、5月に支払われる給与から  
控除される保険料はありません。

↓↓↓

2月21日～3月20日=3月27日支払（2月分保険料）

3月21日～4月20日=4月27日支払（3月分保険料）

4月21日～4月29日=5月27日支払（保険料控除なし）

☆同じ月の退職でも様々なケースがあるので、確認してみましょう。

## 退職後の保険料はいつからかかる？

- 任意継続や国民健康保険に加入する方は加入月から保険料が必要です。  
社会保険に加入している家族の被扶養者となる方は保険料がかかりません。

例えば…



Aさん

4月20日退職（喪失日は4月21日）



4月21日から加入となります。  
4月分保険料からご自身で支払います。



Bさん

4月30日退職（喪失日は5月1日）



5月1日から加入となります。  
5月分保険料からご自身で支払います。



Cさん

4月29日退職（喪失日は4月30日）



4月30日から加入となります。  
4月分は1日しかありませんが、事業所から4月分保険料は控除されていないので4月分保険料からご自身で支払います。

任意継続は喪失日より20日以内、国民健康保険は14日以内に手続きすることで、喪失日に遡って加入することができます。

上記の例は喪失日に遡って加入したときの例となります。

任意継続については期日を過ぎると手続きできないので、お気を付けください。

# どの健康保険に入るのがいい？



任意継続

国民健康保険

(社会保険に加入している)  
家族の被扶養者になる

**保険料**

保険料は退職時の標準報酬月額に基づいた保険料、又は当組合の平均標準報酬月額（現在は340千円）の保険料のいずれか低い方を全額自己負担。

保険料は前年度所得に応じて計算。退職理由によって保険料が安くなる「減免制度」や世帯によって「軽減制度」があります。

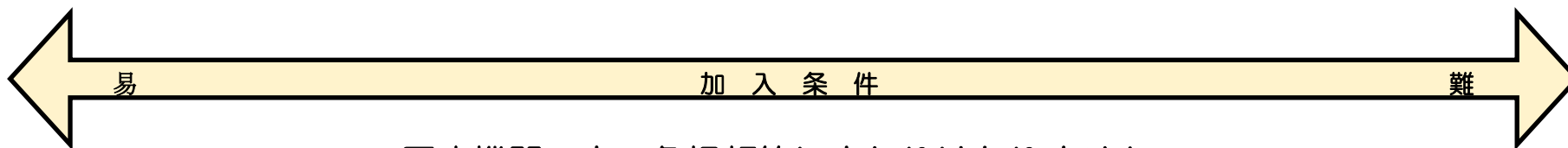
保険料はかかりません。

**支払方法**

納付書をお渡しします。近くの銀行窓口（ゆうちょ銀行を除く）から振込、または健康保険組合窓口でお支払いください。（手数料は本人負担）納付期限までにお振込みがなかった場合は、任意継続ができなくなりますのでご注意ください。

口座振替やカード払い、キャッシュレス払い等、多数あります。（市区町村によって異なるのでお問い合わせください）

保険料はかかりません。



医療機関の窓口負担額等に変更はありません。

保険料や給付金などから、ご自身に最適な健康保険を選びましょう。



